

8月26日、法制審議会民法部会で民法の債権法部分の改正について最終案が大筋で合意された。これを受け、法務省は来年の通常国会に改正案を提出する予定である。現行民法の債権法部分は、約120年ぶりに抜本的な改正が行われることになる。

債権法は日常生活の中の「契約」に係る規定であり、国民の経済活動の基本ルールである。しかし、時代の変化に対応した変更がなされていないため、最高裁判所を中心とする判例が事

## 民法債権法改正

民にとって「分かりにくい」印象が強い。また、現行民法は対等な個人間の契約を想定しており、情報力や交渉力に格差のある消費者・事業者間の契約から発生する問題に対処できていないと指摘もある。

このような状況の下、今回の改正は、短期消滅時効の統一、瑕疵担保責任の明確化、債権譲渡禁止特約の緩和、法定利率の引下げと変動制導入など改正点は多岐に渡る。ここでは、以下の3点について、現行民法の内容と比較しながら考えてみたい。

第一は、意思能力についてである。私たちが契約などの法律行為をするためには、意思能力が必要とされる。「意思能力」とは、自分が

貸借の典型は、銀行から金銭を借りる契約であり、現行民法では借主が貸主から金銭を受け取ることで成立すると定められている。しかし実務において、銀行は、金銭消費貸借契約が成立したという内容の契約書を作成した後でないとい金銭を渡さない。このような場合、厳密にいえば金銭消費貸借は成立していないことになるが、判例は後で金銭を渡していればよいとして、古くからこれを認めていた。今回の改正では、書面で消費貸借契約をする場合、合意によって効力が生じるという規定が付け加えられる。現行法文の疑義を解消し、民法をより分かりやすいものとする改正内容といえる。

# 平易で消費者

## 保護の姿勢を

実上のルールとなっている部分も多い。重要な規定であるにもかかわらず条文がないものや、通常感覚とかけ離れた規定もあり、国



名古屋経済大学  
法学部准教授

### 永沼 淳子氏

した法律行為の結果を判断できる精神的な能力のことである。例えば売買契約を締結すると、どのような権利・義務が発生するかを理解できる判断力という。認知症などに意思能力がない人がした契約は無効になる。現行民法は意思能力については当然の前提としているため特別の条文はない。今回の改正で明文化されることになり、民法の体系をより分かりやすいものとする上で意義深いといえよう。

第二は、消費貸借契約の成立についてである。消費

第三は、約款についてである。「約款」とは、事業者（特に大企業）が予め契約内容を作成し、消費者はこれを受け入れて契約するか、しないかの選択しかない契約（附合契約）で使用される契約条項である。今日では多くの身近な契約が約款によっている。約款には、不特定多数の相手方との契約を迅速に処理できるというメリットがある反面、消費者が十分理解しないまま契約したり、事業者側が一方的に変更したりして消費者トランプルの要因ともなってきた。現段階で具体的な改正規定は示されていないが、約款に関し基本的なルールを明文化し消費者保護の姿勢を打ち出すことは重要である。

ながぬま じゅんこ

民法、不動産取引法。

名古屋経済大学大学院

博士後期課程。1996

5年生まれ。